

第 27 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 9 月 6 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 2 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協 議 事 項
①農地利用状況調査(農地パトロール)の結果速報値について
②第 7 回農業員会大会における要請事項について
③農地あっせん事業について
④農地貸付け売渡し希望について
⑤その他
- 5 その他
①当面の日程について
②その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

北爪秀夫	後藤幸子
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から第27回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長とさせていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、北爪秀夫委員と後藤幸子委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>5件 16筆</p>
議長	<p>報告事項①、番号4-23から番号4-27まで、5件の届け出がございました。あつせん希望もありません。質問・ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、報告事項①、番号4-23から番号4-27まで16筆、全て、受理と致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p> <p>3件 5筆</p>
議長	<p>番号4-11から番号4-13、この3件について、質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>番号4-13の案件については、転用するためということで、議案第1号に上程されております。番号4-11と番号4-12についてですが、これは自作となりますか。</p>
事務局	<p>はい。そうです。</p>
議長	<p>では、あつせんは必要ないですね。了解しました。特にないようでしたら、この3件について受理といたします。</p>
事務局	<p>すみません。訂正です。番号4-12については、申し出はなかったのですが、別の方が耕作する予定だということですが</p>
議長	<p>どちらにしても、あつせん希望はないですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>

議長	<p>では、この案件についても受理といたします。 報告事項は以上となります。</p>
議長 事務局	<p>2 議事 議案第1号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。 朗読 上程 4件 6筆</p>
議長	<p>内容は以上の通りです。1件ずつ審議してまいります。1番の案件、久保地区ですので丸山芳雄委員からの説明をお願いします。</p>
丸山芳雄委員	<p>申請地はJR飯田線の東側になりまして、久保地区の下の段になります。ベルシャイン箕輪店のすぐ西側の位置となります。周りには住宅が立ち並んでおりまして、久保の12組と14組の真ん中、12、14、17組の集会所のちょうど反対側の位置となります。譲受人の[]は[] []している方で、住まいも[]とな っています。こちらの住まいが手狭になったということで、[] []こちらの申請地に住宅を新築したいということです。譲渡人[] []は、[]、[]管理がで きないため手放したいということです。[] []申請となっております。必要に応じて擁壁を造り、隣地への土砂等の 流出がないように心掛けるということです。雨水については、敷地内への 地下浸透での処理になり、上下水道については、村営のものへ接続する ということです。土地改良区への調整同意については済んでいるようです。 敷地への進入に用水の上を通りますので、水路占用が出てきますが、こ れから申請の予定ということです。特に問題はないかと思しますので、よろ しく願いいたします。</p>
議長	<p>この土地は先ほどの報告事項にあった、番号4-13・合意解約をされたものになります。この案件について、質問やご意見ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、この1番の案件については可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>では、1番の案件を可といたします。</p>
伊藤篤委員	<p>続いて2番の案件につきまして、こちらも3種農地となります。伊藤篤委員からの説明をお願いいたします。 場所は、国道153号線をゆりの木クリニックさんから西のほうへ入り、大泉のほうへ抜けていく道、松林寺の南西方向になります。説明資料の地図にある通り、今年の5月に隣地の青い部分の転用を行いまして、現在、[] []住宅を建設しております。当初、[]今回の申請地で農業を行う予定でしたが、高齢で農作業ができず、土地を手放す</p>

	<p>ことになりました。譲受人の [] は、 [] にお住まいで、現在の住まいが手狭になったために、ここを宅地にしたいということで申し出がありました。擁壁は造らず、西側の農地の方に関しては承諾をいただいていると伺っています。また、上下水道は公共のもの、雨水については敷地内処理ということで申請になっております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明にあった通りですが、質問ご意見、ございますか。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>5月に全部を転用したのですよね。</p>
<p>伊藤篤委員</p>	<p>全部ではないです。青い部分だけを当初、5月に転用を行い、今回はピンクの部分の転用です。元々は、どちらも [] の土地になります。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>どちらも [] の土地ですね。分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にはございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでしたら、この2番の案件についても可といたしますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、2番の案件を可といたします。</p>
<p>唐澤茂委員</p>	<p>続いて、3番の案件になります。こちらは2種農地、消極的2種ということでございますが、唐澤茂委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>唐澤茂委員</p>	<p>まず、譲受人の [] ですが、 []。農業経営者の譲渡人と共に農業に携わるため、 [] 住宅を建設したいということです。この農地は、大泉地区の集落内にある土地で、南側には区内でも比較的交通量の多い道路があり、また、東西には住宅があるなど、営農条件が悪い場所であります。隣接地への被害防止等に関しましては、建物は平屋建てで北側の農地への日照にも配慮されておりますし、コンクリートの擁壁、雨水の敷地内地下浸透処理、汚水の公共下水道処理など、対応は適当と認められると思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。今、説明がございましたが、質問・ご意見ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありませんか。なければ、3番の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3番の案件を可といたします。</p>
<p>有賀晴彦委員</p>	<p>続いて、4番の案件になります。こちらは有賀晴彦委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>有賀晴彦委員</p>	<p>場所は、上伊那農業高校の西側にあたるところで、7月に売渡し希望が出て、8月に宅地分譲の申請許可がされた土地の西側2筆になります。ここを資材置き場にしたいということで、南側に土砂を置くようですが、擁壁を造って敷地外へは流出しないようにする予定となっております。周辺農地に対する影響は、上の農地からすると低い場所になるので、特に大きな問</p>

	<p>題はないかと思しますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	3種農地になりますが、質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ないようでしたら、4番の案件についても可といたしますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、4番の案件を可といたします。議案第1号は以上となります。
議 長	続いて、議案第2号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 4件 6筆
議 長	はい。番号4-52、番号4-53、番号4-54、番号4-55、4件出てきております。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	はい。では、この4件の利用権設定について、可といたしますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第2号 番号4-52、番号4-53、番号4-54、番号4-55、4件全てを可といたします。
議 長	続きます、議案第3号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 1件 1筆
議 長	説明のあった通りですが、質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ないようでしたら、この案件、番号4-56についてを可といたしますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。では、議案第3号、番号4-56についてを可といたします。
議 長	では、続いて議案第4号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議案といたします。
事務局	朗読 上程 3件 4筆
議 長	はい。番号4-57は [] から [] へ、番号4-58、番号4-59は [] から []、 [] へ、それぞれ8月18日にあつせんが済んでおります。

唐澤茂委員 議 長	番号4-57について、唐澤茂委員から説明ございますか。 特にありません。 はい。番号4-58、番号4-59は事務局から説明のあった通りです。この3件について、質問・ご意見ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) では、この3件について可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。では、議案第4号 番号4-57、番号4-58、番号4-59、この3件についてを可といたします。
	議事については、以上になります。
事 務 局	3 協議事項 ①農地利用状況調査(農地パトロール)の結果速報値について ・8月23日(火)から26日(金)の日程で実施した農地パトロールについて、速報値として、令和4年の南箕輪村内の遊休農地は、合計86筆、66,375㎡となった旨を説明。
議 長 唐澤喜廣委員	皆さんからの、何か質問等ございますか。 田畑地区の遊休農地解消の数が24件と多くありますが、特別なことをされたのでしょうか。
酒井文代委員	今年で3年目となりますが、1年目のパトロールの時に初めてのことで分からないこともあって、2年目はとにかく、2年以上耕していないであろう土地は軒並み遊休農地としてカウントしたものですから、それで数が増えていたという点もあるかと思います。それに加えて遊休農地を耕作してくれる人を探そうということで、私も6枚ほど引き受けましたが、草刈りを積極的にやりました。また、水保全の皆さんにも草刈りを協力していただいた他、知り合いの農家の方や遊休農地の隣地で耕作されている方に積極的に声を掛けるようにしたり、所有者にも農地パトロール前に草刈りをして欲しいとのお願いをしたようなところでしょうか。とにかく昨年に多くの数を遊休農地として挙げたので、今年の解消数が増えたのだと思います。
議 長	田畑の委員さんもだいぶ苦勞して努力されたようです。これから9月20日頃までに草がまた伸びて、遊休農地に戻りそうな箇所はありそうですか。石が多い土地などでは今後も耕作が難しいと思いますので、その点は検討が必要ですが、遊休農地に戻るほどにはならないと思います。それよりも四角い土地は近所の方に耕作してもらうなどが出来ますが、小さい面積や形の歪な土地をこれからどうしていくかが課題になると思っています。
酒井文代委員	質問よろしいでしょうか。資料の中に違反転用の可能性のある土地がありますが、具体的にはどういった違反内容なのでしょうか。
唐木義秋委員	

事務局	一番多かったのは、土砂が積んである状態のところ。あとは一時転用で申請が出ていた土地がそのままの状態になっているなどです。
唐木義秋委員	それらの土地は行政指導や現状復帰の指示なりといった、農業委員会として何かできるのでしょうか。
事務局	まずは、どういう意図でそのような状態にしているのか、という点を調べます。一時的に土砂が置かれているだけでまた農地に戻すものなのか、それとも恒常的に土砂置き場になっているのかということをお聞きし、すぐに違反転用だとするのではなく、改善指導をしたあとで状況が変わっていないようであれば、次の手段に移るといことになります。
唐木義秋委員	それは、農業委員会として行うということでしょうか。
事務局	通知書を出すときは、会長名で出します。
唐木義秋委員	分かりました。
議長	要注意の土地が5,000㎡ほどありますが、今後、今年の遊休農地に含まれることもありますか。
事務局	委員さんから、その土地もやはり遊休農地にしたいという申し出があれば、数に入れることもあります。委員さんがこのまま要注意のままが良いという判断であれば、来年のパトロールまではこのままです。ただ、要注意の場合は通知が出ないので、もし通知を出して改善を促したいということであれば、1号緑区分の方に入れることも可能です。
議長	いずれにしても農業委員さんの判断になりますので、該当地区のリストを見て再度の見回りなど確認をしていただき、9月20日(月)までに申し出をお願いします。
事務局長	農地パトロールお疲れ様でした。今年のパトロールについて、感想や改善点などありましたら仰っていただくようお願いできますでしょうか。
議長	今回の反省等、ありましたら出していただければと思います。[] []がありましたので。
菅家美果委員	[] 昨年までは酪農家さんが牧草地として管理していた土地だと思いますが、一部、背丈以上に草が伸びていたために、現状確認のために敷地に入っていったところ、所有者の方に [] [] 指導を受けました。草が伸びている箇所については、「 [] [] 」と言っておられました。色々な方がいらっしゃるの、勉強にはなりました。
議長	「農業委員会の者ですが、農地パトロールで今日ここに来ました」と挨拶して話を聞こうとしたのですが、 [] [] 話を聞いていただける状況ではなく帰ってきました。色々な人がいらっしゃるの、対応には注意しなければいけないと感じました。

唐木義秋委員	<p>地元にはおらず都会に住んでいる方の土地で葛が伸びるなど草が多くなっているのです、隣の土地の方が「その土地を貸してくれば草刈りや手入れをしますよ」と仰ってくれていたのですが、賃料を要求され、賃料を払わないのであれば貸さない旨の話をされたようです。そのような土地は放っておけば周囲の迷惑にもなるので、何か良い方法があればよいのですが。</p>
事務局	<p>この土地は、以前の耕作者とのトラブルで所有者の方も不信感を抱いてしまっているようで、賃料を取って貸借をした方が良いという考えがあるようです。遊休農地の通知や電話でのお話もさせていただいていますが、不信感を持ってしまっている方への対応は、本人が首を縦に振らない限りは、土地の貸借も含め、難しいと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>そういう土地は、再生困難ということで地目変更するなどの手を打っても良いのではないかな、とも思うのですが。</p>
有賀晴彦委員	<p>そのような荒れた農地については、村の方から対処を求める連絡が来ることがあると思うのですが、そのような処置はできないのですか。</p>
事務局	<p>遊休農地の改善ということでは、通知や電話での連絡をしていますが、県外に住む方の場合、また所有者本人でない場合は当事者意識に欠けている感じがします。</p>
事務局長	<p>道路際の土地で繁茂した草が道に出ているなどで緊急車両の通行が妨げられたり、また害虫が発生しているものなどについては、村からの指導やお願いをしているところはあります。</p>
議長	<p>打つ手は難しいところが多くありますが、他に、反省と言いますか、話しておいた方が良い点などありましたら、来年の農地パトロールの前に検討できるよう進めていければ良いかと思えます。</p>
事務局	<p>②第7回農業委員会大会における要請事項について ・松本で11月16日(水)に開催される予定の第7回農業委員会大会において、国や県に対する要請事項について、協議を依頼。</p>
議長	<p>要請事項の項目を追って、何かありましたら皆さんの方からご意見を願います。</p>
酒井文代委員	<p>先程からの遊休農地とも関連してくるのですが、農業委員や村が、放棄されて手の付けられない土地へ立ち入って措置を取って良いなど、ある程度の権限を認めてほしいと思います。農業委員会は農地を保全する資格があるというような、そんな提案をしていただきたいです。</p>
議長	<p>耕作放棄地になっているような土地を、農業委員会の権限で農地として維持できるようなことを認めてもらうとかですね。相続していない、相続放棄されて誰も作り手がいないような土地などが結構ありますが、そのような、所有者も見つからず了承が取れないような土地に対し、農業委員会で措置が取れるようになれば良いと思います。</p>

事務局	<p>相続されていない農地について、相続放棄で所有者不明などの場合、公告をして中間管理権を取得することは可能ですが、それ以外の、耕作放棄地で所有者が手入れもしないような農地の場合は、強制力のある措置などの解決する方法が現状はありません。</p>
議長	<p>耕作放棄地、遊休農地については、農業委員会としてやる気のある農業者へ貸し出すなど、農地を有意義に活用できる権利が持てるように要請をするということをお願いします。</p>
後藤幸子委員	<p>木が生えて手が付けられないのですが、非農地にもできず、放棄されたような土地があって、その土地を耕作しても良いという人が現れるように、所有者が意思表示をしなくても、ある程度の農地として利用しやすいような措置が取れるようにできれば良いと思います。どうもしょうがないというのが、農業委員としてもどかしいです。</p>
議長	<p>いずれにしても、農業委員会としてそういうことができれば良いということですね。そういうことも含めて、要請の中に記載していただきたいと思います。他にございますか。</p>
伊藤篤委員	<p>何回も要請はしていると思うのですが、水田の5年縛りは本当に撤回していただきたいと思っています。</p>
議長	<p>一度、田んぼにしてまた麦が耕作できるような状態にローテーションを組んで栽培していきなさいというのが初めの趣旨だったはずですが、それが5年に1回必ず田んぼにしなければいけないというその点だけが独り歩きしてしまっている気がします。転作の補助金がもらえれば良いという考え方は良くないというのが農水省の取っ掛かりだった気がします。</p> <p>他の要請事項としては、この「地域計画の策定や目標地図の素案作成」は作っていかねばならないものではあります、どうやって行ったらよいのか見当が付きません。素案を作り始めたら支援をして欲しい、事務局員を増員して欲しいなどの要望をしないと、これは難しいと思います。</p> <p>以上の意見などを事務局で巧く纏めていただき、提出をお願いしたいと思います。</p>
事務局 議長	<p>③農地あっせん事業について 1件 1筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P14～P16) ・補足説明をする。 ・委員からの意見等なく特に問題もなさそうのため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。 <p>④農地貸付け売渡し希望について (別添資料)</p> <p>売渡希望 1件 3筆 貸付希望 1件 4筆</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付け売渡しの各希望について、説明。 ・第25回総会で提供した地図について、表記ミスのページがあったため修正し、該当ページの差し替えを依頼。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
事務局 議長	<p>4 その他</p> <p>①当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 ・委員より、農業者年金の研修会について、対象者のリストがあれば提供して欲しいとの要望あり。 ・事務局より、加入推進リストというものがあるが個人情報保護の観点から難しい部分がある。出せる範囲を検討し、提供できる部分は提供していく旨で回答。
事務局	<p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火寄付金の返還について ・各委員へ現金で返還する旨で案内。 ・委員からの提案により、任期まで事務局で一時預かりということでした承。
議長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第27回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後3時20分終了)</p>

以上、第 27 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 4 年 9 月 14 日

議 長 高木繁雄

議事録署名委員 北川秀夫

議事録署名委員 後藤幸子